

「裁判員経験者と法曹三者との意見交換会」議事概要

日 時 平成25年10月4日（金）午後3時から午後5時まで

場 所 前橋地方裁判所裁判員候補者室（別館1階）

参加者等

司会者 半 田 靖 史（前橋地方裁判所刑事第2部部総括判事）

裁判官 高 山 光 明（前橋地方裁判所刑事第1部部総括判事）

検察官 野 村 安 秀（前橋地方検察庁検事）

弁護士 齋 藤 守 永（群馬弁護士会所属）

裁判員経験者1番 50代 男性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 40代 女性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 40代 女性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 50代 男性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 60代 男性（以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 30代 男性（以下「6番」と略記）

裁判員経験者7番 50代 女性（以下「7番」と略記）

議事要旨

司会者

それでは、開会させていただきます。今、御紹介いただきました刑事2部で裁判長をしております半田と申します。それでは、座って司会をさせていただきます。裁判員裁判も4年以上がたちまして、かなりたくさんの事件を積み重ねてきました。今日いらしていただいている裁判員経験者の皆様の多大な御協力によりまして、着実にその歩みを進めているところであります。しかしながら、たくさんの課題がまだまだありますし、新たに出て来た課題もあります。そういった点について、皆さんから厳しい御意見をいただいて、今後の裁判員裁判の発展に生

かしていきたいというふうに思います。きょう 1 番から 7 番までの経験者の方に来ていただきました。いずれもこの 1 年間の間に裁判員裁判の裁判員を務めてくださった方であります。法曹からのコメンテーターとして、刑事 1 部の裁判長の高山裁判官、それから裁判員裁判の弁護人も務めていらっしゃいます齋藤弁護士、それから同様に裁判員裁判で実際に法廷に立っていることもある検察官の野村検察官のお三方にコメントをお願いしていきます。それでは、中身に入りましょう。まず、皆さんにそれぞれどんな事件を担当されたか、簡単に御紹介をいただければと思います。1 番の方、お願いいたします。

1 番

私は、去年の 10 月 2 日に判決が出ました事件を担当しております。ちょうど 1 年になるのですけれども、やはり大変な事件でございまして、今後とも全く忘れることができないというような経験をさせていただいたというふうに考えています。家族による事件でございまして、被害者、加害者が同じ家族だという事件でございまして、事件背景が大変複雑で、ほかの、私と同じように体験した裁判員の方も御苦労されたと思っております。以上でございます。

司会者

ありがとうございました。家族内での殺人事件ということでございました。

では、2 番の方、お願いします。

2 番

私は、1 月の末にありました、わいせつ事件です。ちょっと自分にも子どもがいますので、そういうのでちょっと嫌な事件だったなと思います。

司会者

ありがとうございます。3 番の方、どうぞ。

3 番

私が参加させていただいた事件は、2 番さんと同じく、幼女に対する強姦致傷の事件です。同じ女性として、ちょっと痛ましい事件だったので、ちょっと

心苦しいことがありました。

司会者

では、4番の方、お願いします。

4番

私が担当していた事件というのは、前橋市のスナックで暴力団がドアに向かって発砲したという事件でした。以上です。

司会者

どうぞ、5番の方、お願いします。

5番

私が携わった事件なのですけれども、これは、事件そのものは1年か2年前なのですけれども、3月に裁判が終わりました。被告人がブラジル人だったのですね。2名のブラジル人がコンビニ強盗を3件だとか、あとは覚せい剤の関係だとか車の窃盗に加わったということで、何件もそういうような事件を起したということで、ちょっと日数も7日間だったのですね。そういう事件、ブラジルの方だということで、向こうから来て、いろいろ生活も大変だったというふうなあれがあったらしいのですけれども、それでもそういう、初犯でも、事件を起こしてしまったということで、なかなか厳しい判決となりました。そういう事件でした。

司会者

ありがとうございます。では、6番の方、お願いします。

6番

私が担当させていただきました事件は、今年の5月に裁判がありました、沼田でありました親子間での殺人未遂事件を担当させていただきました。被告人の方が、私と同年だったのですね。なので非常に自分の立場で、自分の親だったとかいろいろなことを考えると、非常に心苦しかった部分もいろいろあったなと思います。

司会者

では、7番の方、お願いします。

7番

私が担当いたしましたのは、7月から8月にかけて強姦事件だったのですが、やはり強姦といっても、年はいっていても同じ女性としてちょっと重苦しい事件でした。

司会者

ありがとうございました。それぞれ一言ずつしゃべっていただいて、少し滑らかになってきたところで、裁判員を体験されてどんな感想だったか、率直なところをお聞かせいただければと思います。どなたでも結構ですが、では、順番でお願いしましょうか。では、1番の方、どうぞ。

1番

先ほども申し上げましたが、家族による殺人事件でございました。この事件の被害者、父親なのですけれども、これが外国人、パキスタン人でございまして、その妻が日本人で、その娘さんの夫婦が加害者ということでございまして、知りたいということが多すぎまして、一つ一つ事件の背景を調べていくということを一番苦勞したわけですが、また、動機、宗教も絡んでおりまして、またそれを調べにくいとか理解しにくいところがたくさんございました。とにかく、全体を知るに、事件の判決までに1回目の公判から2週間かかったわけですが、背景を大体でも、おぼろげにも理解ができたのが数日かかったということでございまして、その1日の審理とか終わって5時以降も、私以外の方も、はっきり申し上げて、24時間ずっと不安の中で考えて、夜中も起き上がって布団の上で正座をして考えるというようなことが、ほかの方も同じように体験されておりまして、やはり殺人事件でございまして、量刑で言うと5年から死刑までであるということでございまして、これを一般の方が簡単に結論が出るはずがございせん。ですから、それぞれの立場で、生きてきた経験で、その他人の人生

をさわるという大変な作業というか業務といいますか、担当しておるということに慣れるという、頑張つてやると、休憩時間にほかの裁判員の方と話す、これが貴重な時間でした。いろいろ意見を出し合いながら考えていくということが苦労したところでございます。以上です。

司会者

ありがとうございました。2番の方、いかがでしょうか。

2番

被害者が当時8歳の女の子だったので、別室で裁判に参加をされて、そしてその母親というのも、やはりつい立てをして、それで、私もそういうの初めてだったので、ちょっとびっくりしておりました。それから、自分にもやはり子どもがいますので、うちは男の子だったのですけれども、女の子という女性の立場からしてみれば、やはりそういうことをしてはいけないというか、そういう感じでちょっとびっくりしています。以上です。

司会者

3番の方、お願いします。

3番

私も2番さんと同じ事件を担当させていただいたのですけれども、その事件の発生場所というのが私の居住地と同じ市内でしたので、最初のほうは万一関係者に会う機会があったらどうしようというふうに不安だったのですけれども、裁判官の方たちに、結構人の顔は時間がたつと忘れてしまうものですよと言われてまして、現在、数カ月たっているのですけれども、思い出そうと思っても顔とかも忘れてしまっているんで、結構大丈夫なんだなというふうに思いました。先ほどもお話がありましたけれども、被害のあった女の子が8歳ということがありまして、守秘義務の範囲、会社とかを休むときにも、裁判員裁判に出席するために休むというのなかなか言っではいけないのかなと思って、その辺が難しかったなと思います。

司会者

ありがとうございました。4 番の方、お願いします。

4 番

私は、前橋市のスナックの事件を担当させてもらったのですが、暴力団ということで、普段見たことのないような形で、ちょっと相当おっかなかったなという印象があります。強烈に今でも、たまに、あ、この人かなというようなのを思い出してしまうこともあるので、ちょっとやくざ映画を見ているような感じだったというような印象はありました。それと、無差別に発砲されて、そのところに従業員の女性もスナックにいたのですが、けがはなかったのですが、けががなかっただけでもこの事件としてはとりあえずはよかったのかなというような印象があります。その女性がけがをしなかったということですが、一般的に許されることではないんじゃないかなという意見です。以上です。

司会者

では、5 番の方、お願いします。

5 番

被告人がブラジル人ということで、通訳が常に中に入っているのですね。検察官だとか弁護士さん、本人だとか、それがどうしても通訳から私らなんかにくるわけですね。普通日本人の場合は、直接どういう感情を持ってどういう話をしているのかというのがわかるのですが、どうしても通訳の人からこうやってくるから、正しく通訳されているのだから、そのニュアンスはどうなんだろうかという、そういうふうなあれを感じたのですね。事件そのものは、ブラジル人が生活のためだということで起こした事件なのですが、コンビニ強盗を3件なのですね。その事件も包丁を突きつけてということで、けがをさせたわけではないのですね。それと、あとは覚せい剤の関係だとかそういうので密売人同士のいざこざとか、そういうのでちょっと暴力沙汰を起こしたとか、あとはブラジル人の2人のうちの1人が車の窃盗に携わっていたのですが、コンビニ

のとかは、あとは暴力を起こした人には、お母さんが工面して全部示談を済ませたのですね。そういう示談を済ませて、結局求刑が行われたわけですが、検察側と弁護士さん、弁護士さんは当然示談も済んでいるということになるべく刑を少なくと言っているのですけれども、事件そのものはけがをさせたあれはないのですけれども、相当結果的には厳しい、私なんかから見たような感じの限りでは、厳しい判決かなというような感じをした事件でした。以上です。

司会者

ありがとうございました。6番の方、お願いします。

6番

私が担当したのは親子間での殺人未遂ということで、その殺意があったかなかったかというところが争点だったのですが、やはりどうしても親子間、家族間の問題だったものですから、いろいろな感情がやはり裁判員としても、参加された方みんな家庭を持ってらっしゃって、いろいろな立場でやはりどうしてもいろいろこう感情が入ってしまうところがあったと思うのですね。ただ、いろいろ評議を重ねている中で、みんな客観的に見ることもできて、感情を抜きにした判決という形でいけたからよかったかなというふうに思っています。あと、こういったことを経験して、私、非常に新聞をよく読むようになりまして、裁判の記事なんかもほとんど目を通すようになりました。なので、こういった経験はすごくいい経験だったなと今、思っています。

司会者

ありがとうございました。7番の方、いかがでしょうか。

7番

私は最初選ばれたときに、どのような事件なのか、すごくドキドキしたのが、暴力団関係の方が絡んでいたりと顔を覚えられてしまったりとかと、そういうことが一番怖かったのですが、ただ、今回は事件が事件でしたので、関係者というのがほとんど顔が見えない状態だったので、私たちは顔を覚えられないという

部分はあったのですが、ただ、ほとんど事件の報道関係者の方が多かったということで、少しは安心できたということがあったのですが、ただ、この事件が女性としていつでも被害者になる、なり得るということがすごく身にしみてわかりまして、生活というものが、少し見方が変わったというところがたくさんあります。よい経験だったというのと、あとはちょっと重かったのが量刑ですか、私の意見でその方の人生が左右されるということが、安易に考えてよいのかということが後になってもやはり思い出されて、よかったのかなと何度も考えさせられました。それから、事件で裁判員裁判があるということ、普通より関心を持って見られるというのか、そういうことになりました。

司会者

ありがとうございました。それでは今、思ってたこと率直にまずそれぞれおっしゃっていただいて、いろいろな方面の話があったのですが、我々の関心でいきますと、やはり裁判がよく理解できたかどうかというところでありますので、その点を次に議論させていただきたいと思います。いろいろ証拠が出てきて、その中には証人がしゃべったこと、それから被告人本人がしゃべったこと、あるいは書類が読まれる、写真が示される、そういうものがあったと思います。そういうものをご覧になって、この証拠調べというものがよく理解できるものであったか、あるいは何か無駄を感じるものであったか、あるいは足りないものであったか、そのあたりについて、感想、御意見をお聞かせいただければと思います。どなたかおありでしょうか。では、1番の方、お願いできますか。

1 番

先ほども申し上げましたけれども、公判が判決までに長く2週間だったということで、事件を理解するのに何日もかかったということを申し上げましたが、公判の中での被告人または証人への質問、何度かさせていただいたのですが、証人の方がたくさんいらっしゃいまして、名前と人物がすぐにわかりにくいと。また、続けて証人の方が、前に出られて質問を受けられるわけですが、その順番

とか最初に一応教えていただいているわけございまして、時間かけて慎重に理解するということにエネルギーを多分にかけてような気がいたします。ただ、事前に裁判官の方からいろいろ具体的な詳細な説明を受けて公判が始まりますので、大変そのあたりは理解はできました。私以外の裁判員の方も、先ほども申しましたように、休憩時間にそういう次の話とかいろいろ自分の意見を言ったりということができましたので、公判自体は大変わかりやすかったというように感じております。以上です。

司会者

1 番の方の事件は、被告人が3人で、それぞれしゃべったわけですね。あと、証人の方も何人も出てきたということですか。そこは、どの方がどういう関係なのかのわかりにくい部分があったと。

1 番

そうですね。瞬時に理解しにくくて、一応関係をメモしまして、最終的には理解したという、少しエネルギーがかかったというふうに考えています。

司会者

ありがとうございました。ほかの方、では、5 番の方、お願いします。

5 番

私が感じたのは、検察官だとか弁護士さん、例えば事件そのものが暴力をしたと、暴力を行った、例えばどういう形でやったとしますよね、そういう具合を、私なんかも実際に素人なのですけれども、本当に事細かく、え、そんなところまでは必要ないんじゃないですかとか、そういうあれがちょっと実際に感じたあれが結構ありましたね。どうしても型どおりにいろいろ質問だとかそういうのをしていかなくちゃならないので時間もかかるかな、もう少し行為その問題でいいような気がするのだけれども、例えばどういう形に倒れました、じゃあ、どういうふうに起こしましたとか、そういうようなあれを本当に感じたのですけれども、もう少しうまくというかやれば、時間も短縮できるかなというようなのを感じま

したね。

司会者

ありがとうございました。ほかの方は何かございますか。お医者さんのお話があった事件もあったのでしたかね。2番、3番の方の事件は、証人の方は、そこらはその3人の方が見えた。少し医学的な話もあったかと思いますが、そのあたりはいかがでしたでしょうか。どちらか。

3番

医学的な話で、産婦人科の先生と、あと男性のほうの先生とでお話があったのですが、こういう状態でこういう症状になるとかというのは、わかりやすく説明していただけたので、医療用語とかも何のことかわからないということはありませんでした。

司会者

2番の方は、いかがですか。

2番

私も3番さんと同じ感じでした。

司会者

では今5番の方からお話のあった点、かなり細かいことについても質問があったというお話がありましたが、この点について、検察官、直接その事件は御存じないかと思いますが、一般論で結構ですが、犯行の様子について質問するときの観点といいますか、心がけていることなどお話しいただければと思います。

検察官

私の個人的な感想ということでお願いしますが、今5番の方がおっしゃられたように、例えばどんな体勢で倒れて、それをどうやって起こしたとかというのが、例えばそういう尋問があったときに、これもおっしゃるとおりだと思いますね、そういう尋問が本当に必要なのかどうかというのが検察官の考えで質問すべきだと思うし、ただ、例えば犯行の対応が右手で殴った、左手で殴った、どの程度の

強さだったのか、殴ったときに拳にどれだけの圧がかかるぐらいの強さだったのかというようなところが、例えばこの事件で重要な犯行態様が情状事実で、これが量刑にひょっとすると左右するかもしれないとか、そういった場合には、割と細かく立証していこうという気持ちには、こちらとしてはなるところはあるかと思います。ただ、今、聞くとどうやって起こしたかというのは無意味かなという気もしなくもないですけども。そんな感じです。

司会者

これについては、反対尋問をする立場かもしれませんが、弁護人の考え方としてはいかがでしょうか。ちょうど、その当該事件のことも御存じかと思いますが。

弁護士

弁護人の立場としても、基本的にはどれだけ犯情に影響するかというところでどの程度争うかということになるかとは思いますが。ただ、一方で、被告人本人自身がどの程度その点にこだわりというか、こんなにやっていないのにと言われますと、弁護人の立場からすれば、そこはきちっと争って明らかにしないといけませんねということにはなると思います。どうしても、被告人の立場からすると、きちっと調べてくれないのにそんなにひどいことをやった覚えはないのにとというふうに後で言われてしまう可能性もありますので、被告人がそんなにひどいことをやっていないのにと言われれば、どうしても犯情にそれほど影響がなくても争わざるを得なくなることもあるかとは思いますが。今回のケースだと、私が担当した被告人ではなくて、相弁護人が、もう一人のほうで犯行態様について争っていたと思いますので、そういうこともあって、争点という形で浮かび上がって、検察官、弁護人とも、聞いている人からするとちょっと細かいところ、余り微に細にいろいろ聞かれているというふうに感じられたかもしれないけれども、尋問が行われたのではないかと思います。

司会者

5番の方の事件では、検察官も弁護人も両方とも詳しく聞いていたのでしょうか

か。

5 番

そうですね。例えば現場に行って暴行を加えているわけですね。どういう形で行った、例えば車で行ったのですけれども、どこに誰が乗っていて後ろに誰が乗っていた、そんなの関係あるのかなと、そういうようなあれもありましたね。

司会者

実際にそれが刑に影響するかというようなところが出てくるのですが、そのあたりはいかがですかね。

5 番

実際には、結局そこまで、ただ現場に行ったんだよという、それだけでいいような気がするのですけれども。そんなことがちょっとありましたね。

司会者

その後の、こちらのほうはいかがですか。そのあたりのどんなふうにとというのは、刑を決めることとの関係では。

5 番

そうですね、事件そのものも例えば幾日か前とかそうではないのですね、何ヶ月か前に起こしたやつ。どのくらいの、強くやったか、そんなに強くはやらないでやったのですかと、こういうような。しばらくたてばそれは覚えてないですよ、実際。

司会者

そのほかの方はいかがでしょう。証拠には書類あるいは被告人の話、いろいろあるわけですが、何かお感じになったところがありますか。では、4 番の方、お願いします。

4 番

弁護人の方が、何か結構私が携わっていた裁判では、苦しいような供述という立場だったのではないかなと。特に、これからも暴力団を続けていくとかと言

った本人が、結構法廷で言っていたので、それに対して、何かちょっとほかのような形のものを結構言っていたのかなというような、量刑にしてもらおうというようなのがちょっと大分見えていたような気がしました。そんなような経験があったので、弁護人も結構、弁護士さんも大変なのかなと、弁護士の立場と、その三権分立ですか、そういったような立場の違いで随分考え方が違うんだなというのを経験したことは、私としてはよかったかなと思いました。以上です。

司会者

それは、弁護士の主張のときですか。

4 番

そうですね。主張のときです。

司会者

そういうときですか。あとは、性犯罪の事件では、余り被害者の方に来ていただくというのは難しいので書類が多くなると思うのですが、ただ、若干は被害者の方が来た事件もあるのですが、7 番の方どうでしたでしょうか、証拠調べをお聞きになっ

7 番

実際に見るというのは、初めては当たり前なのですが、こういうのって、ドラマとちょっと頭の中で混ざってしまったところがあったのですが、やはりすごいリアリティーがあるし、それと、あとは何をするのにやはり言葉を選ばなくてはならないというところが一番大変だなと。

司会者

それは、どのときにお感じになったのですか。書類を調べるときと、それから被害者の方が証人で来たときとありましたが。

7 番

証人のときですね。法廷内にはその方はいなくて。

司会者

別の部屋でお聞きに。ただ、画面では見ることができまして、先ほど言葉を選んで表現しているというのは。

7 番

別室ですけれども、私たちの声は聞こえるようでしたよね。ですから、やはり言葉を選ばなきゃならないというのと、選んでいただきたいというのもすごく感じました。

司会者

それは、誰に感じたのでしょうか。

7 番

被害者、やはり若い女性ですし、すごくデリケートな事件なので、端々ですごく傷つくところがたくさんあると思うので、言う本人は何でもないと思っても、やはり言われた本人というのは、そういうところに出てきて、別室でも出てきたくないと思うんですよね。でも、それをやはりずばずば聞かなければならないというところもあったでしょうし。

司会者

では、検察官あるいは弁護士さんの質問ですか。どちらというようなことはありますか。

7 番

どちらというのではなくて、やはりすごく難しかったと思うのですね。女性だし、どうでしたと言っても、思い出したくないことがまず一番だったと思うし、そのときのことで細かく聞かれてももう思い出したくない。だけど自分が思っていることと、やはり現実というのは多少の開きというのでしょうか、それを余り言っても自分でもう頭の中にインプットされているので、それを細かく聞いていってもどうなのかなという、記憶に残っていることなので。

司会者

わかりました。ありがとうございました。あとは、6 番の方もいろいろな証人

の方がお見えになったのですかね。

6 番

そうですね。いろいろな証人の方がお見えになって、その中に精神科のお医者さんの証言もあったのですが、その医療関係の言葉の説明ですとか、あとはやはりどうしてもイメージとして、いろいろな法律に関係する難しい言葉がぽんぽんぽんぽん飛び交うのかなというのがすごくイメージとして強かったのですが、そういった部分でも裁判官の方ももちろんそうなのですが、検事さん、弁護士さん、皆それぞれ難しい言葉をわかりやすく説明してくださったので、非常にわかりやすかったと思います。

司会者

ありがとうございました。本人の話はどうでしたか。本人に対する質問の仕方とか流れは。

6 番

流れ的には、そうですね、精神科の先生がお見えになったぐらいで、やはりそういう障害を持った被告人だったものですから、言葉を選び選びという部分もあったはあったのですが、でも、想像していたよりも非常に言葉をすごく理解していた部分が見えたので、その辺は結構スムーズにいったかなと思います。

司会者

ありがとうございました。証拠調べの関係では、裁判所として何か心がけていること、気をつけていることなど、おありでしたら、高山裁判官からお話をいただきます。

裁判官

高山でございます。皆様方、重い事件を担当されて本当にお疲れ様でございます。やはり、裁判員裁判におきましては、法廷でいかに判断をすること、最終的に判断をしなければいけません。どちらが正しいのかとか、そこを判断しなければいけませんので、法廷にやはりわかりやすさということが大変大事なわけでご

ざいます。そのためには、特に今、お話ありました専門家の証言なんかにつきましては、これは前もって裁判官、検察官、弁護士さんが集まって、どういうふうになれば裁判員にわかりやすいかということを協議しております。それから、あとは細かい質問が多いという御指摘がありました。法廷も、ある意味では裁判所も反省しなければいけないと思うのですけれども、やはり裁判所に来る前に、検察官や刑事さんが供述調書というのを作っているわけなのですけれども、それをそのまま法廷で再現するのではなくて、やはりこの事件においてどういう点が被告人の刑を判断するに当たって大事かというところをしっかりと理解して、そのところに絞って尋問をしていくということにすれば、今お話がありました、車のどこに座っていたとかというような、そんなような質問はおのずとなくなってくるわけございまして、そのところについては、ちょっとやはり裁判所も含めて反省をしなければいけないというふうに思っております。ということで、やはり裁判員裁判においては、量刑上あるいは結論に影響を与えるところに中心を置いて、そのところを浮き彫りに、めり張りのついたそういう立証をしていただくように、裁判所のほうでも、検察官それから弁護人さんにはお願いしているという、そういう次第であります。以上です。

司会者

わかりました。それでは、検察官、弁護人という立場ですと、審理の初めのころに冒頭陳述というのをそれぞれします。最後の締めくくりとして、検察官については論告というものです。そして、何年の刑を求めるというような求刑をします。それから弁護人は弁論ということで、それぞれ弁護人の主張をします。その、それぞれの話ぶりですね、これはいかがでしたでしょうか。特にその点についてお聞きしたいと思います。どなたでも結構ですが。どうぞ。

5 番

先ほども私、申しましたけれども、ブラジル人が起こしたコンビニ3件、それで2名の方に暴力をしたということで、既に示談が済んでいるということなので

すね。検察官の求刑というのは結構重かったのですね。事件そのものは傷害事件、けがをさせたわけではないのですけれども、コンビニ強盗3件やった、それで相手に包丁を突きつけて、相当その従業員の方は不安を感じた、怖さを感じた、そういうのはあるでしょうけれども。

司会者

結論的なところとはまた別に、検察官がどうしてそういう、重めに刑を求めたか、その言おうとする理由は伝わってきましたでしょうか。

5 番

最初のうち、刑をどのくらいかというときに、こうやって詰めていくのですけれども、どうしても刑も基準があるのでしょよね、基準があって、それで、皆さんもやはり示談が済んでも当然起こした事件は重いんだよということで、結構皆さん重い数字がついたというか、そんなのがありましたけれどもね。

司会者

では、冒頭陳述というのがあるのですけれども、それは何か役に立ったかどうかをお聞きしたいのですが。冒頭陳述って、覚えてらっしゃいますか。4 番の方、冒頭陳述を聞いてどうでしたでしょうか。

4 番

これだけの罪であなたはこの場にいるんですよと言っているような内容を言っているのかな、最初のうちは意味自体やはりよく理解できませんでした。その後に、裁判官の方ですとかが説明してくれた時点で、冒頭陳述というのはこういうものなのかなといったような理解なのかな、やはりもうちょっとそこら辺の部分をわかりやすくしていただけるといいかなというのは、ちょっと感じました。

司会者

冒頭陳述というのは、起訴状が読まれまして、その後被告人が罪を認めます、認めませんという答えを言いまして、それから検察官がこの事件はこういうことで我々はこういうふうに立証していきます、弁護士さんはこういう点を訴えて立

証していきます，そういうような話をそれぞれがして，その後いよいよ書類を調べたり被告人の話を聞く。その前のその話をするのが冒頭陳述なのですが，余り意味がわからなかったですか。何の目的でやっているのか。

4 番

目的というのは，あなたはどういうことをやりましたよといったような形ではつきりはしているとは思いますが，そこら辺の部分の注釈として，やはり裁判官の方から聞いて，そこら辺の部分の理解能力というのですか，そこら辺の部分の重要な部分の1つのカテゴリーではあるのだろうなというようなことが，後になってからわかったという形ですかね。

司会者

いかがでしょうか。その裁判の構造としては，最初に検察官，弁護人がこういうことを立証していきますと訴えがまずあって，その後実際にいろいろ調べるという手続があって，最後に締めくくりの主張，論告弁論があるのですね。その最初の冒頭陳述というものについての感想をお聞きしたいのですが。

1 番

冒頭陳述が私は事件のあらましというふうに理解しておりまして，大変その後の考え方がまとめて集中できる，事件を理解するのに役に立ったと思います。当初，最初に選任されて，午前中に選任されて，その日の13時から公判が始まるわけですから，その公判が始まる少し前に，その事件名というのが裁判員に知らされるわけです。ですからこの冒頭陳述というのは一番の基本というか，大事なことだと理解しております。

司会者

ありがとうございました。ほかの方はいかがでしょうか。

5 番

そういうふうに感じましたね。こういう事件だなというのが冒頭陳述で。

司会者

こういう事件だなという、あらましを理解することができましたでしょうか。

5 番

できましたね。

司会者

その後、先ほど申した証拠調べがありまして、最後に論告弁論となるわけですが、締めくくりの主張については、いかがでしたでしょうか。評議のほうにも話がいくのですが、最後に自分が意見を決めるに当たって役に立ったか、言わんとしているところはわかったかどうか、そのあたりのところですね。2 番、3 番の方は、争いもあって、ちょっと難しい判断も必要だったかと思いますが、その点で論告弁論は役に立ったでしょうか。

2 番

冒頭陳述のときは最初わからなくて、最後のほうになってどうにかやっとわかってきたなという感じで何か終わってしまったような感じなのですね。ちょっとわかりづらかった。

司会者

わかりづらかった。審理が終わりました、これから評議が始まりますというとき、そのときはどうでしたか。まだこれからですかね。

2 番

そのときは大体わかったのですけれども、求刑とかそういう裁判のほうになったときに、いろいろな刑が何年ですとかというそういうのを決めるときに、みんなでいろいろいっぱい意見が出たので、一応大体そういう基準みたいなものがあったのですね。その中でそういう刑に決まったという形なのですね。

司会者

ありがとうございました。3 番の方は、いかがでしょうか。

3 番

争点の内容が、強制わいせつか強姦かということで、正直私が最初に冒頭陳述

とか聞いたときは、その罪状の差がどういうものなのかわからなかったのですが、いろいろ証拠とかの話の中で、罪状の内容とかも理解することができましたし、証拠からそういう論告に至ったというのも、わかりやすかったと私は感じています。

司会者

ありがとうございました。あとは、6番の方も少し難しい判断を迫られたと思うのですが。

6番

そうですね。先ほどのお話でありましたけれども、冒頭陳述のところで事件のあらましというか、そういった部分は非常に理解はしやすかった、できたのかなと思うのです。その冒頭陳述というものが、我々一般市民にとっては、まず、その犯した罪に対してどんな刑なんだよという、たたき台と言っては何かあれなのかもしれないのですが、そこがスタートで、この論告弁論、こういった部分で検事さんと、あとは弁護士さんと綱引きみたいな感じになると思うのですが、そういった部分で、裁判員として客観的に非常に見やすくなったかなという印象は持っています。

司会者

ありがとうございました。あと、ほかの方も含めてどうでしょう、しゃべり方自体ですね、検察官と弁護士さんのしゃべり方、声の大きさ、そういった点について何か気がついたところがあればお願いします。アンケートを見ますと、少し声が小さくて聞こえにくかったというようなものもあるのですが、いかがでしょうか。その点は、よろしいですかね。では、今のお話をお聞きになった検察官と弁護人のほうで、冒頭陳述、論告弁論の位置づけと、お話をお聞きになったの感想をお願いします。

検察官

冒頭陳述と証拠調べがどう区別されるのかというのは、多分最初はわかりにく

いと非常に思うのですね。率直に伺って、検察官が冒頭陳述でいろいろなことをしゃべる、それを証拠と思ってしまうという誤解が、難しい部分があると思うので、そこをきちんと明確に分けるのは裁判所がきちんとされているのだろうと、こちらも当然思っているのですけれども、余裕を持った審理ができるのであれば、午前中選任で午後公判というよりも、午後に選任手続を行って、そして刑事裁判というのは大体こんなイメージなのですよ、最初に起訴状を読んで冒頭陳述はこういう、いわゆるあらまし、海図というかコンパスのような役目で、検察官はこういう方向で主張して立証しようとしていく。弁護人はそれに対してこういうことを主張して被告人の刑を決めようと考えているんだという主張が最初にあって、その主張を裏づけるものが証拠調べで、具体的な証拠が出てくるんですというようになところを前日の段階で説明をして、ただ、それは実際見てみないとイメージがつかめないなので、明日ゆっくり見ましようねという感じで、あと適宜休廷とかを入れながら、その途中途中で今日のここまでの冒頭陳述が終わったと、こういう感じですよ、という感じで持っていくと、もっとゆったりとして起訴状朗読と冒頭陳述と証拠調べ、そして最後にその証拠判定で出てきた証拠をもとに検察官がこのようなこの事件に対して意見を述べるという手続が待っているということ、余裕を持ってやっていけばもっともっとわかりやすくなるのかなという気は感じてはいます。その冒頭陳述の中身に関しては、検察官としては、この事件の背景が非常に複雑な事件から、そうではない事件もあるかと思いますが、裁判員の方にとっては、裁判それ自体に入るとというのが初めての経験なわけですので、全くわからない人がこの短時間、冒頭陳述は通常15分から20分、長くても30分程度ですから、この30分の中で、複雑な背景をいかにかみ砕いて限られた時間の中でわかりやすく説明をしていくか、そして実際に出てくる証拠もどれだけわかりやすく説明して理解してもらえるのかということを、日々こちらのほうとしても意識してやっています。ただ、それについては、今後いろいろな改善の余地はきっとあると思うので、そういう点で今日いろいろとお話を聞か

せていただけたのは、非常に我々にとってもよかったなというふうに思っています。締めくくりの言葉ではないですけども、そういう感想です。

司会者

ありがとうございました。齋藤弁護士はいかがでしょう。

弁護士

基本的な考えとすると検察官と同じになってしまうのですが、冒頭陳述として恐らく、各弁護士さんによってやり方が違うので何とも言えませんが、まず意識しているのは、被告人あるいは弁護人から見て今回の事件はこういう事件なんですということを裁判官や裁判員の方に伝えるのを目標にやっていると思います。そこがうまく伝わっている事件と、余り何かぼやつとしたイメージしか伝わらなかったりいろいろあると思うので、その点については反省するなり検討するなりして次回以降に役立てていければなと思います。先ほど、野村検察官からお話がありましたように、結局、実際に裁判員になられた方からすると、冒頭陳述があって、その後証拠調べが始まるという一連の流れの中で、冒頭陳述をその証拠調べの区別というものがなかなか初めイメージができてにくいところは確かにあると思いますので、先ほど野村検察官が言われたように、ある程度日程に余裕がとれるのであれば、午後選任、翌日から審理開始というのも、一つの方法ではないかというふうに私も感じました。弁護人の最終弁論ですが、事件をまとめて弁護人の立場で、被告人の立場からこの事件はこういう事件ですのでこういう結論を求めますということを裁判官、裁判員にうまく伝えるよう、各弁護士が努力をしていると思いますが、なかなか伝わらない事件もあると思いますので、それは各弁護人がそれぞれ研さんを積まなければいけないし、弁護士会としても、適宜何らかの検証なりレベルアップを図りたいとは思っております。以上です。

司会者

ありがとうございました。それでは、次に、評議にいきたいと思います。今日いらしている方は評議で活発に議論をされたことと思いますので、その評議の感

想をお伝えいただければと思います。十分に意見が言えたかどうか、評議はこう、ちゃんと焦点を当てて議論することができた、それとも漂流してしまったかなど、最終的には皆さんのその市民感覚あるいは健全な常識と、我々裁判官の専門家としての日ごろの経験なり知識とがうまく融合していったかどうか、そんな点について、どんな点でも結構ですが、感想を言っていただければと思います。どなたでも結構です。1 番の方、どうぞ。

1 番

私が担当させていただいた事件は、検察官の方からの求刑、これが2 桁でありまして、また、弁護士の方からも、これは執行猶予、要は差がありすぎるわけですね。法曹関係のプロの方から言うと当然大体今の経験から、こういう事件は大体これかな、こんなのでこうだということがわかっていらっしゃると思うのですが、なかなか素人の一般の方で、この執行猶予から例えば20 年と、これは開きがありまして、それからの量刑を決めると、自分の考えを主張して決めると。また、私の担当した事件は、被害者に大変な落ち度もあると、落ち度というのは、事件の罪によって量刑が決まるわけですが、この被害者に落ち度という言葉、初めて考えたわけでございます。ですから、執行猶予から2 桁の量刑というと、もう漠然とした数字でございまして、かなり私自身は慌てたことが今、思い出されているところなのですけれども、逆にそれで集中して、証拠をもっと一から考えて、自分の考えをまとめようとしたように思われます。以上です。

司会者

ありがとうございました。では、5 番の方。

5 番

私の事件も1 番の方と同じように、検察官が2 桁の年数を出してきたのですね。弁護人のほうは示談も済んでいるということで、執行猶予というようなあれだったんですね。私なんかも、最初のうちは評議している中で、じゃあこれに似たようなケースが過去にありましたかということで裁判官のほうに聞いてみたのです

けれども、例えば同じコンビニ強盗をやった場合でも相手にけがをさせたケースと、今回の場合は3件やったのだけれども、そこにけがもさせていないというと、やはりちょっと違うんですね。けがをさせちゃったという場合は、非常に重いでしょうと言うのだけれども、けがもさせてないと、脅してやったと、示談も済んでいるというそういうケースもなかなか今までの事例がないというようなことで、それで裁判員の方は結構差があったんですね、最初のうちは。それで、いろいろ皆さん全員で協議して最終的には1人の人には9年、1人の人に7年という形で数字がついたのですけれども、なかなかそれには時間がかかりました。そんな印象がありました。

司会者

活発に議論はなされたのでしょうか。

5番

そうですね。だから、やはりその差があるものですから、そこがちょっと数字を合わせるのに結構何回も何回もこれ繰り返してそのような。

司会者

わかりました。ほかの方はいかがでしょう、評議を行っての感想あるいは評議の進め方への注文など。どなたでも結構ですが。では、6番の方、どうぞ。

6番

私の携わった事件は親子間の問題というのがあったものですから、やはりどうしても情に流されてしまう部分というのが初めあったのですが、ほかの裁判員の方々のいろいろな意見、考え方を評議で聞いたりですとか、あとはやはり裁判官の方々、プロとしての見方、いろいろな意見をそれぞれ出し合いながら、聞きながらという感じで考えていった結果、最終的にやはりこの被告人が今後どういった人生を送っていくかということを考えて最終的には判決を下したわけですが、そういった部分で、非常にほかの裁判員の方々または裁判官の方の御意見、いろいろ聞けたということは、すごくためになった、よかったなと思っております。

す。情に流されるだけではだめなんだなというのが、非常に率直に感じた感想でした。

司会者

ありがとうございます。ほかの方、いかがでしょうか。

4 番

2月のことなので忘れてしまったんですけども、一般的にはやっぱり、先ほどの方々の意見を聞いていると差が相当あったといったような事件で、たまたま私が担当した事件は暴力団で、罪を認めているといったような形だったので、こういった形で最終的には収まったのですが、その中でも全然被告の方が反省をしていないといったような形のものが見受けられた事件なんですね。それなので、今でもやっぱりこれでよかったのかなというのは感じてはいますけれども、やっぱり人が人を裁くというか、非常に考えさせられるものが多いなど。今後もやっぱり人生の中ではこういった経験はもう、またもしかしたらするかもしれないですけども、そういった中で非常にいい経験をさせていただいたというのは感じております。

司会者

そのほかの方、皆さんお願いしたいと思います。どなたでもいいです。それでは、しばらくぶりなので7番の方、お願いできますか。評議についてどのような御感想をお持ちですか。この事件はたくさんの犯罪があったので、どのぐらいになるかというのはなかなか大変だったと思いますが。

7 番

変な話、皆目見当がつかなかったのです。どうしていいというのは、やっぱり目の前にいるので、この人が悪いことをしたんでしょうかというのが第一印象だったので。でも、だんだん話を聞いてきたんですけど、やっぱり最終的に一番感じたことは、量刑を言った時ですけども、その言われた時にかなりショックだったと思うんですけども、それまでの間が、いろいろ話し合いをしたんですけど

も、争点というものが一人ひとりやっぱり違って、私たちののは長かったんですけども、やはり三、四年の開きが出てきてしまったんですね。それはいろいろ、長ければ長いほどいろいろな話し合いはあったと思うんですけども、短くても、やっぱりある程度のことは全部出てしまう。出て、話はしたんでしょうけれども、三、四年の開きというのはどうなんだろうなというのが、どこに持っていったかという、難しくてわからなかったです。

司会者

ありがとうございました。やっぱり量刑、刑を何年というのは、例えば3年4年の違いというのはどういう理由か、どういう意味があるか、なかなか難しいところですね。では、2番、3番の方、同じ事件ですので、評議では犯罪が何罪になるかというのと何年の刑にするかと両方問題になったと思いますが、どちらの点でも結構です。お願いします。

3番

被害に遭った女の子が当時8歳ということでしたので、皆さんちょっと感情的になるような部分も多々あったんですけども、だんだんと協議を重ねるうちに、ちゃんと冷静に判断できたのではないかなと思っています。大体、罪に対してどのくらいの刑が妥当なのかがわからなかったもので、量刑グラフとかデータとか、今まで同じような事件ではこれぐらいの求刑でこれぐらいの刑ですよというのを見せていただけたんですけども、余りそのデータを見過ぎて、そのデータに基づいた協議を私はしてしまったのかなと、ちょっと不安に感じる部分もあります。

司会者

ありがとうございます。2番の方、お願いいたします。

2番

私はそんなに意見というか発言しなかったんですけども、一応データみたいなものを見て、意見を言い合って落ち着いたという感じですかね。

司会者

かなり活発な議論があったんですか。

2 番

そうですね。

司会者

それでは、前半の時間も余りなくなってきましたんですが、皆さんにいろいろプレッシャーがかかったことあるかと思います。その点についてお聞きしたいと思います。最近、皆さんも御存じかと思いますが、遺体の写真など刺激の強いものがあって、大変裁判員の方が負担に感じているというお話があります。それから、重大な事件を裁くということ自体の重み、負担で苦しむというお話も聞いております。裁判所としても、刺激的な映像、写真、画像はできるだけ必要最小限にとどめていこうとか、あるいは、もし元気のなくなっている方がいらっしゃれば、途中で様子をお聞きして、続けられるかどうかいろいろケアをしていこうということを考えてたり、あるいは、終わった後にもまた裁判員経験者の方と御連絡をとって大丈夫かどうかを確認させていただくようなことをしていこうということで進んできてはおるわけですが、皆さん御自身の経験で、そういった問題についてどのような御意見をお持ちかお聞かせください。例えば写真の問題、あるいは裁くこと自体の負担の問題というようなことになります。今回、少し写真として厳しいものがあったのは、1 番の方の事件と、2 番、3 番の方の事件でも少しあったかもしれません。あるいは6 番の方の事件でもあったかもしれませんが、何かありますか。

3 番

私たちの裁判では血液が付着した証拠品があったんですけども、モノクロで提示されましたので、思ったより冷静に見ることができました。

司会者

ほかの方は。

6 番

この事件においても、やはり傷害、トンカチで殴っちゃったという事件だったものですからいろいろな写真が出てきたんですが、やはり今のお話のとおりで、モノクロの写真というのもありましたので、比較的冷静に見られたかなという部分はあります。

司会者

ほかの方も結構ですけれども、想像した場合の話ですけれども、実際そういうものがカラーで出てきた場合、頭を殴られて血が出ている様子とか、それを想像した場合にはどうでしょうか。そういうものでもいけるかどうかですが。あるいは、やはり避けてほしいか。

5 番

そういうシーンは見たくはないですね。私の事件はコンビニだとかそれは写真で見るのは、あとは暴行を加えたところで被害者がちょっと腫れていたとかそういう程度だったんですけれども、本当に今は新聞にそういうことがそういうので出ていますが、ああいうシーンを見た場合には、ちょっとやっぱりどうなんでしょう。そういうのが実際出ましたね。そこまでは、そういうシーンは我々は余り見つけていないですからね。そういう意味で、そういうシーンを見せちゃうというと、やっぱりそれはそういうあれが起きても不思議はないかなと思いますね。

司会者

そのほかの方は。

1 番

私の担当した事件は、ハモ切り包丁というのは御存じですか、出刃包丁は御存じですか、この両方が凶器なんです。これで、かなり大きい被害者の首を一撃で殺す、そういう意思があったということで、失敗して、何回か切って、最後には出刃包丁で刺されて亡くなられたんですけれども。やっぱり事件は、事実が写真というよりも一番ストレートに刺さりまして、こういうことが起こった、これが被害者なんだということで、私自身としては、いたし方ない、写真はどうしても

のでもこれは証拠として冷静に見つめさせていただいたわけですが、中には女性の裁判員の方もいらっしゃるし、そういう方には前もって、こういう映像が出るよと申し上げたほうがよいのかなと個人的には感じております。

司会者

ありがとうございました。そのほか、裁判員としての精神的な負担という点も含めてでも結構ですが、何かありますか。

7 番

後々まで負担になったのは、やっぱり量刑を決めたということでしょうか。でも、性格がずうずうしいせいか、生活に追われていくと結構それが薄れてしまっ。結構残ったのは、その量刑が今でもそれはいろんなところで、前例といってもグラフを見たりデータを見たりで決めたんですけれども、同じようなケースというのはまずないもので、よかったかどうかというのは、やはりたまには思い出されます。

司会者

ありがとうございます。それでは、今まで話題になった評議、裁判員の方に対するケアの関係で、裁判所のほうからコメントをいただければと思います。裁判官、お願いします。

高山裁判官

やはり、特に遺体写真もそうですが、裁判員法にも裁判員の負担が過剰にならないように配慮して裁判をしなければいけないという規定もございますので、遺体写真を含めまして、裁判員の方々にきちんとしたケアができる、そういう態勢は、これまでもそうですけれども、これからもきちんと作っていかなくちゃいけないと考えております。具体的には、先ほど司会者からお話があったとおりのことを考えておりますけれども、やはり、裁判員の皆様方が遺体写真等で心理的な負担を負っている場合には、裁判所のほうも、これは裁判官以外の裁判所の職員も、きちんとケアをして、お話をさせていただきまして、対応するという。また、

裁判が終わった後も、場合によってはメンタルサポートセンター以外でも裁判官自身がいろいろお話しさせていただくということも考えております。それから、やはり大事なことは、そもそも裁判員に負担になる証拠は必要最小限度にとどめる、そのところをしっかりと裁判が始まる前に検察官と弁護士さんと話し合って、公判前整理手続という手続ですけれども、話し合っていくのが大事かと思っております。

司会者

では、マスコミの方から御質問をいただければと思います。どうぞお願いします。

上毛新聞

群馬県警記者クラブ幹事社の上毛新聞です。最初に何点か、幹事社から質問させていただきたいと思います。1点目ですけれども、改めて、皆さんに裁判員を経験してみてもの率直な感想を一言ずついただければと思います。1番の方からよろしくお願いします。

1 番

私は本当に、裁判員という大変な職責でございますが、人生で一番ためになった経験と思っております。というのが、犯罪に敏感になるというか、担当した事件も、一応公的な施設、相談所というのがあるんですけれども、加害者が相談していらっしゃるんですけれども、地域のつながりというか、周りのそういう相談に乗れる方がもっとたくさんいらっしゃれば犯罪を犯さなくて済んだというチャンスが何度もあるわけですね。そういう意味ではすごく考えさせられました。また、裁判員になりたいと言われる方が1人でも多くなればなと考えております。

2 番

裁判員に選ばれて、最初はびっくりしていましたが、人生で1回だと思いますので、いい経験をしたなと思います。もし裁判員とかそういうのに選ばれた方は、自信を持って頑張ってもらいたいと思います。

3 番

誰もが経験できることではないので、大変貴重な体験をさせていただいたと思います。年齢も職業も違う人たちが集まって1つのことを成し遂げられている達成感があります。ただ、会社とか周囲の人の理解がないと、裁判員裁判に参加するのはちょっと難しいのではないのかなと感じました。

4 番

人生の中でやっぱり一番この経験ができてよかったなと思います。というのは、全然ふだんの日常と違うような内容、自分がどう判断をするかというのを迫られたときに、やっぱり精神的には結構きついものがありました。でも、それ以上に感じたのは、社会全体が裁判を、アメリカですとか、やっぱり目線を国民目線で見ていなくちゃいけないんだよといったような形のメッセージとして裁判員裁判が今できているのかなといったような感じがあったので、非常に今後も周りからそういったような形のものを盛り上げてというか、やっていったらいいのかなというのが感想ですね。

5 番

裁判員に選ばれて、この裁判員というのは、私になりたいからと言ってなれるものじゃないんですね。封筒が来た時にはびっくりしたんですけども、今は、裁判員裁判が終わって、本当にいい経験をさせていただいたと。事件そのものは先ほども言ったように示談も済んでいるとかそういうのですけれども、やっぱり起こした事件というのが重いんだなというような、裁判員を経験してそういうふうに感じました。

6 番

私は初め、選ばれた時は、とんでもないものにも選ばれたなというのが率直な感想だったんですが、司法の場というのは敷居が高いなというイメージがすごく強かったんですけども、今回こういった経験をさせていただいたことで、すごく身近に感じることができました。先ほどもちょっとお話しさせていただき

ましたけれども、本当に新聞でよくそういう裁判の記事なんかも深く読むようになりまして、そういうのを読みながら、裁判長頑張っているな、頑張ってるねと思いながら、いつも目を通しています。本当に、機会があればまたやってみたいというのが正直な気持ちです。ただ、やはりこういった経験者の方々、いろんな事件のお話を聞くと、ちょっと尻込みしてしまう部分もあるんですが、機会があったらまたやってみたいというのが正直な気持ちです。

7 番

大変貴重な経験と言っているのか、よかったと言えるのかどうか、私は自分の中でまだ葛藤があるんですが。ただ、やっている最中はすごくきつかったですけれども、終わってから感じることは、こういうものに携われば、少しでも携わった人たちは悪いことをしないのじゃないかなというのが自分の中で出てきました。性格によりけりでしょうけれども、やはり、きつさとか重さとか両方見られますね。加害者、被害者、両方の意見を聞けるということなんですけれども。こういうことを本当に聞ければ、そういう犯罪も少しは少なくなるのではないかな。だから、もう少し身近になれば、もう少しみんなふだんの生活の取り組み方が違うのではないかな、変わるのではないかなと思いました。

上毛新聞

ありがとうございます。今、さまざまな、新聞を見るようになったとか日ごろの取り組みが変わるんじゃないかとおっしゃっていたんですけども、具体的に、裁判員を経験してみて日常生活でこういうふうになりましたというものがあれば、改めて1番の方から順番にお願いいたします。

1 番

特に日常生活で変わったことはないんですけども、先ほど申しましたように、犯罪に敏感というか、やっぱり地域のつながりを強く持たないといけないというのは常に考えるようになりました。

2 番

日常生活には変わりはないと思いますけれども、新聞とか裁判員裁判とかそういう事件とか、そういうのをよく見るようになりました。

3 番

先ほど6番さんもおっしゃっていたんですけれども、新聞とかテレビとかで、裁判員裁判に関する報道とかで大変興味、関心を持つようになりました。

4 番

私も同じですけれども、結構インターネットを見ていてヤフーのページなんかでそれが出ていると、裁判員裁判のリンクですとか、あとは事件のニュースですとか、以前はほとんどそんなに見ないで、ヤフーオークションですとかそちらに行ったのが、とりあえずクリックをして内容を見るようになったのが、今の中では結構違ってきたかなといったような形だと思います。

5 番

ふだんの生活は特に変わらないですけれども、経験をして、こういう事件を起こすとこれだけの責任が、刑があるんだよというような話をいろいろな方々に話してやって、私なんか田舎ですから、そんな事件はほとんどないんですけれども、そういう話をするように変わってきましたね。

6 番

私がちょうどその裁判に携わったころ、私ごとですが家庭のほうでもいろいろちょっとごたごたがあった時期でして、いろんな裁判員の方々のいろんな家庭環境のお話をいろいろ聞けたり、そういった部分で非常に参考になった部分もありますし、また、事件の内容も親子関係という家族関係のお話だったものですから、家族の絆というものを深く考えるいい機会になったかなというのが、私ごとですが、正直な感想です。

7 番

私も皆さんと同じように関心はすごく持つようになりました。それと、ちょっと余談ですが、高窓から侵入されたということで、ふだんから戸締まりを厳重に

するほうなんです、そういう取り外しのきく窓も必ず閉めるようにはなりませんでした。

上毛新聞

ありがとうございます。もう一点、実際に裁判員裁判をやってみて、気づいた点といいますか、改良すべき点ですとか、もっとここはこうしたらいいんじゃないかというようなことがあれば、また1番さんからお願いいたします。

1 番

改善ではないんですけども、先ほど言いましたように、裁判員になりたい、やってみたいという人を増やすためにも、法曹関係の方は私も尊敬しているわけですが、法衣という立派な権威のある、法廷に向かうときの衣装がありますね。裁判員向けの仮の法衣というぐらいを、例えば黒い、黒色というのは何もほかのものに染まらないということで法衣というのは黒というのを聞いているわけですが、裁判員専用の黒いジャケット、またブレザーでもいいんですけども、ジャンパーでも構いません、そういうものがあれば、また1つPRになりまして、裁判員をやりたい人が1人でも増えるんじゃないかとか、そういうふうに考えておるところでございます。また、男性はスーツでそのまま出られるんですが、特に女性の方はいろいろ、公判が連日続くと、例えば2週間になると、やっぱり着ているものにいろいろエネルギーを使う方もいらっしゃると思うんです。もしそういう仮の法衣のようなものがあればいいなと考えております。

2 番

裁判員の方がいる部屋から法廷に来るまでの廊下が寒くて、みんな膝かけとかを持っていたので、そこをもう少し改善していただきたいなと思います。

3 番

私は守秘義務の範囲がちょっとわかりづらかったなと感じました。新聞とかテレビに出ている、報道されている部分までは話しても問題はないですよという説

明を受けたんですけれども、もしその範囲を超えてしまったらと思いましたので、ほかの人にも裁判員に選ばれたよということはなかなか言えませんでした。

4 番

改善してほしいというか、どの事件、どんな内容ですよというのが、差しさわりのないような形で裁判所から通知が、何日ぐらいですよというのが来てもらえると、ある程度の予定ですとかが立つのではないかなと感じました。

5 番

私は、先ほど話の中で出したんですけれども、例えば暴力シーンであるとか車のシーンだとかそういうので、もう少し、そんな細かくしなくてもいいんじゃないか、もう少し裁判員裁判も短時間で済むのかなという感じを受けました。

6 番

私からもやはり、先ほどお話があったように、予定の部分ですね。職場との調整等いろいろありますので、やはりそういった部分で予定がすり合わせがしやすいような。また、お話にもありましたように、午後の選任で翌日からというような形で時間に若干余裕がいただけたら、またさらにやりやすいのかなという感じはいたします。

7 番

私は、当初知り合いの会社を手伝っていたので、そんなにかたく考えなくてもよかったんですが、でも、長期間毎日ということになると大変なので、もしよろしかったら裁判所でも、そういう機関から会社のほうに一報、何か書面でいいんですけれども、この方は裁判員に選任されましたのでこの間は拘束しなければならぬみたいな御通知があったら、皆さんももうちょっと出やすいのではないかな。あと、小さい会社ですと、やはりその方は必要なくなってしまうという部分も多分考えなければならないというので、確かに大変だったということはあると思います。あと、やはり、その人たちの人生を決める大変な裁判なので、裁判員の方たちも簡単な洋服では。本当に、上からかけるマントのようなものでもいいんで

すが、それがあつたほうがもうちょっと身が引き締まるということがあるのではないかと思います。

司会者

どうもありがとうございます。そのほか、各社、ありましたら。

NHK

NHKです。皆さん、会社に勤めている方や主婦の方もいらっしゃると思うんですけども、裁判員に選ばれたことによって周りの方の理解はありましたでしょうか。また、何か困ったことなども、もしあったら教えていただきたいと思います。

1 番

裁判所から選任のために出頭してくださいという通知が来るわけですけども、そして当日選任されたわけですけども、ほとんどの方が選任されずに帰られるわけですね。私らも選任されて本当にありがたく思っているんですが、それまでに、選任されるかもしれませんよということで、会社の仕事のスケジュールとか決まっちゃうわけですね。されなかったら帰ってきて、またやりかえるということになっちゃうので、やっぱり会社もかなりの負担だと思います。それもまた説明して理解して、裁判員になれる方はこちらに来られたほうがいいと。

2 番

選任が決まって、その時点ですぐ自宅に電話をかけて、主人と子供に言って、次の日からもう裁判が始まったという形なんですけれども、結構理解はしていただきました。仕事のほうも休んで、毎日5時6時過ぎまでだったんですけども、一応理解していただきました。

3 番

私が勤めている会社は北海道から沖縄まで支社があるんですけども、その中でちょうど私が2人目ということでしたので、「会社としてはいい経験だから、参加して、どういったものかみんなに教えてくれ。」と言われて、快く出してい

ただけました。ただ、直属の上司はちょっと渋い顔をしていました。

4 番

今の3番の方と同じで、うちも私で選任されたのが2人目で、実際に裁判員をやったのは私が初めてだったんですね。上司に連絡を入れたところ、「とりあえずそれって断れないの。」というような形で言われました。それで会社の総務のほうに確認したところ、それは会社としては認めていることなのでやっていいですよという形で特別有給休暇にはなったんですけれども、直属の上司にしてみると、やっぱり仕事が回らなくなるとか、そちらの部分が優先されてしまっていて、現場と会社の考え方がうちなんかの場合には若干ずれていたかなというのを感じています。

5 番

通知が来て、すぐ社長に話をしたんですね。こういう日程で行われますよということで、私も企業の会計、経理のほうをやっている関係で、たまたま最終日が25日だということで、給料日がその翌日なんですね。私がほとんどタイムカードからいろいろ給料計算するわけですね。うちの会社も100人いますけれども、裁判そのものは7日間だったんですけれども、一応1週間ぶっ続けじゃなくて、途中で休みがあつてとかそういうのもあったものですから、その日だとか、あと、裁判が終わって帰って穴埋めということもして、「こういうので会社には迷惑かけない、給料計算も迷惑はかけないから、社長、ぜひ経験させてください。」ということで承諾をもらいまして、一応そういうことで済んだんですけれども、なかなかやっぱり勤めていると厳しいなという感じがしましたね。

6 番

私の勤めている会社は、選ばれたのが私が第1号ということで、勤務の関係の扱いもどうしたらいいかが本当に決まっていなくて、私が選ばれたことで初めて決まったというような状況だったんですが、裁判員というものがどういうものかは会社も理解していたので、そういった部分では会社の理解を得られなかったと

いうことはなかったと思います。ただ、ちょっと横道にそれるかもしれないですが、やはり、経験した後、守秘義務という部分で、ほとんどのことはしゃべっちゃいけないんじゃないかというふうに思っている部分が会社のほうでもあるみたいで、ちょっと腫れ物にさわるような、事件のことにはみんな触れたがらないというような感じがあるものですから、やはりそういった部分がいろいろ浸透してくるのはもうちょっと時間がかかるのかなというのが正直な感想です。そういった部分が浸透すれば、本当にいい経験なので、経験者としていろいろ話してみんなにやっていただけたらなという気持ちはあるので、それは時間がたつのを待つしかないのかなというのが正直な気持ちです。

7 番

会社を休むに当たって、すぐ上に申しましたら、上司は全然何の反応もございませんでした。ただ、嫌な顔をしたのは同僚でございまして、5人グループでやっているのを4人でやらなければならないということで、本当にいい顔をされませんでした。「なぜ断らないの。」と言われたんですけれども、「罰金なんですよ。」と言ったら、「幾らでもないでしょう。」と。「じゃあ、出していただけるんだったら、私、やめます。」と言ったんですけれども。お金出すのも仕事が増えるのもいい顔をしないのがあれだったんですけれども。でも、上としたら、認めなきゃいけないというのと、自分は全然仕事が増えも減りもしないからということで、行ってくればという感じで。帰ってきてからも全然、聞く人は1人しかいなかったんですけれども、それぐらい関心がないことなのかなというぐらいで。後で聞いたら、新聞もとっていない方たちばかりなので、他人事だったみたいです。

読売新聞

読売新聞です。仮定の話になるんですけれども、もし自分が加害者あるいは被害者という立場で事件にかかわることがあったとしたら、その事件は裁判員裁判で裁かれないと思うか、あるいは一般の裁判官だけの裁判で裁かれないと思うか、

希望としてはいかがでしょうか。1番さんから。

1番

私はもちろん裁判員裁判で裁かれます。

2番

私も裁判員裁判のほうがよいと思います。

3番

私も皆さんと同じ、裁判員裁判だと思います。

4番

私も裁判員裁判で裁かれます。

5番

私も、裁判員裁判のほうがいいかなというような感じを受けますね。

6番

私も、裁判官ですとかのプロとしての見方というものと、あとは私ども一般市民としての見方、それぞれにやはりはっとするところがあると思いますので、やはり裁判員裁判で裁かれるのが一番かなと思います。

7番

私も同じです。

毎日新聞

毎日新聞です。先ほど何人かの方から守秘義務のお話がありましたけれども、そもそも守秘義務の境界線がわからなかったりとか、その関係で自宅などに戻られてストレスがたまった経験がある方がいらっしゃいましたらお話をお聞かせください。1番の方からよろしいですか。

1番

私は、やはり守秘義務というのはまず一番重大なことで、公開されている、また、公開されたものについてはしゃべってもいいと、そういうふうに理解しておりまして、ほとんど苦勞というか考えたことがございません。

2 番

私もストレスとは思わなかったので、感じませんでした。

3 番

私は、守秘義務の範囲を超えてしまったら大変だと思っていましたので、先ほども申しましたとおり、周囲に裁判員に選ばれたということはしばらく伏せましたし、今でも余り言っておきません。

4 番

結構うちのから質問等が帰ったらあったんですけれども、これは言っているのかな、悪いのかなというので、若干ストレス的には感じたことはあります。

5 番

周りから、裁判員に選ばれたと言うと、「いろいろ義務があるだろう、いろいろ言っちゃだめなんだろう。」とか、そういうあれを言われるんですね。「そうじゃないんですよ。例えば裁判なんかの場合は傍聴席があって、それは自由に傍聴できるんだから、そういう裁判所で行われたものは別に内緒にするものじゃないんだよ。」というようなことを話してやって、「あ、そうなの。」というふうなので、びっくりされましたね。

6 番

私も、先ほどお話しさせていただいたとおり、むしろ周りが聞いてくれないことがストレスというぐらいで。先ほどのお話のように、法廷で聞いた範囲の話ではありますけれども、私のほうからいろいろと話は逆にさせていただいていた感じで、そういったことで、とりわけ話せないことに対してのストレスというのはありませんでした。

7 番

私は、報道に載ることと公判で流れたものは自分でよいと判断して、でも、みんなその話は聞きたくないので、大体どこかへいなくなってしまうので、余りお話しはしなかったんですけれども。ストレスというのは、自分ではないと思ったん

ですけれども、その期間中だけは毎日12時ごろ目が覚めて、頭がさえ過ぎちゃったというのが、いま思ってみるとストレスなのではないかというぐらいです。

司会者

まだマスコミの方から御質問希望はあるかとは思いますが、時間ですので、これで終了ということにさせていただきます。今、幾つかお話があったことの中で、少し補足というか、裁判所のその後の対応をコメントさせていただきます。前日あるいはそれ以前に選任をして、裁判自体はその後始めるというのは、徐々に増えてきております。去年の冬くらいから徐々にそういう事件も始まっております。ただ、実際、いろいろな関係、時間の都合、当事者のあるいは証人の都合などで、そういうふうにうまく日が設定できなくて、朝選任で午後から審理が始まるというケースも幾つか存在しているというところですが、前日以前の選任の事件も増やしていこうと思っております。会社の関係ですけれども、裁判員に選ばれて呼び出しがありましたというときには、会社のほうには呼び出し状などを示してお話しいただいても全く問題はありません。それから、裁判員の仕事が終わった後、職務従事証明書というのを皆さんに出して、裁判員として何日から何日まで出頭されましたということを証明書を皆さんに出すということになっております。守秘義務につきましては、裁判員の方々には今お話があったような御説明をしてはいるわけですが、実際にはなかなか、そこを踏み出してしまうのではないかという不安もあったりして、話しにくい、あるいは周りの方も聞きにくいというようなことがあるようであります。そのあたりは我々も、どんどん皆さんによりわかりやすく理解していただくとともに、一般の方に対しても広報をしていかなければいけないと思っております。最後に、裁判員裁判で裁かれないという意見が全員だったのは、裁判官としては微妙な感じですが、大変うれしい御回答だったと思います。それでは、本日の会、皆さんお仕事などでお忙しいところを長時間御協力いただきましてありがとうございました。御礼いたします。どうもありがとうございました。

以 上